

退職所得に係る住民税の計算方法

※ 1～3は、所得税と同様です。

令和4年1月1日以降適用

1 勤続年数を計算する。

1年未満の端数は切り上げます。

2 退職所得控除額を計算する。

(1) 勤続年数が20年以下の場合 $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ (ただし80万円に満たない場合は80万円)

(2) 勤続年数が20年を超える場合 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20)$

※ 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記の金額に100万円を加算します。

3 退職所得の金額を算出する。

① 原則 (②、③以外)

$(\text{収入金額}(\text{退職手当の支給額}) - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$ (千円未満切捨)

② 特定役員等… 勤続年数5年以下の役員等

※1/2の適用除外

$\text{収入金額}(\text{退職手当の支給額}) - \text{退職所得控除額} = \text{退職所得の金額}$ (千円未満切捨)

③ 短期退職手当等… 勤続年数5年以下の一般社員

※ (収入金額－退職所得控除額)の金額が300万円を超える部分について1/2の適用除外 (★税制改正部分。令和4.1.1以降適用)

$(\text{収入金額}(\text{退職手当の支給額}) - \text{退職所得控除額} - 300\text{万円}) + 300\text{万円} \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$ (千円未満切捨)

※ (収入金額(退職手当の支給額)－退職所得控除額) > 300万円の場合は③で計算。

(収入金額(退職手当の支給額)－退職所得控除額) ≤ 300万円の場合は①で計算。

4 住民税の税額を計算する。

$\text{退職所得の金額} \times 6\% = \text{特別区民税(市町村民税)の金額}$ (百円未満切捨)

$\text{退職所得の金額} \times 4\% = \text{都民税(道府県民税)の金額}$ (百円未満切捨)

特別区民税 + 都民税 = 特別徴収税額

※特定役員等とは…

1. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
2. 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
3. 国家公務員及び地方公務員

※ 計算例1 →①原則

勤務期間 1990.4.1～2022.1.31 (31年10か月) ⇒ 切上で32年

退職手当の支給額 22,222,222円

退職所得控除額

$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (32 - 20) = 16,400,000\text{円}$

退職所得金額

$(22,222,222 - 16,400,000) \times 1/2 = 2,911,111 \Rightarrow 2,911,000$ (千円未満切捨)

特別徴収税額

特別区民税 $2,911,000 \times 6\% = 174,660\text{円} \Rightarrow 174,600\text{円}$ (百円未満切捨)

都民税 $2,911,000 \times 4\% = 116,440\text{円} \Rightarrow 116,400\text{円}$ (百円未満切捨)

特別徴収税額 = 特別区民税 + 都民税 $174,600\text{円} + 116,400\text{円} = 291,000\text{円}$

※ 計算例2 →②特定役員等

勤務期間 2021.4.1～2022.1.31 (10か月) ⇒ 切上で1年

退職手当の支給額 2,222,222円

退職所得控除額

$40\text{万円} \times 1 = 400,000\text{円}$

退職所得金額

$(2,222,222 - 400,000) = 1,822,222 \Rightarrow 1,822,000$ (千円未満切捨)

※ 法人の役員で勤続5年以内のため1/2の措置はなし。

特別徴収税額

特別区民税 $1,822,000 \times 6\% = 109,320\text{円} \Rightarrow 109,300\text{円}$ (百円未満切捨)

都民税 $1,822,000 \times 4\% = 72,880\text{円} \Rightarrow 72,800\text{円}$ (百円未満切捨)

特別徴収税額 = 特別区民税 + 都民税 $109,300\text{円} + 72,800\text{円} = 182,100\text{円}$

※ 計算例3 →③短期退職手当等

勤務期間 2020.4.1～2022.1.31 (1年10か月) ⇒ 切上で2年

退職手当の支給額 5,555,555円

退職所得控除額

$40\text{万円} \times 2 = 800,000\text{円}$

退職所得金額

$(5,555,555 - 800,000 - 3,000,000) + 300\text{万円} \times 1/2 = 3,255,555$

$\Rightarrow 3,255,000$ (千円未満切捨)

特別徴収税額

特別区民税 $3,255,000 \times 6\% = 195,300\text{円}$ (百円未満切捨)

都民税 $3,255,000 \times 4\% = 130,200\text{円}$ (百円未満切捨)

特別徴収税額 = 特別区民税 + 都民税 $195,300\text{円} + 130,200\text{円} = 325,500\text{円}$